

## 広島県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	所在 地
小田山川左 四(七三二) 二隣d)	広島県東広島市八本松町吉川地内
小田山川左 四(七三二) 二隣e)	土砂災害警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣f)	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣d)	土砂災害特別警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣e)	土砂災害警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣f)	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣d)	土砂災害警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣e)	土砂災害特別警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣f)	土砂災害警戒区域
区域の名称	土砂災害特別警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣d)	土砂災害警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣e)	土砂災害特別警戒区域
小田山川左 四(七三二) 二隣f)	土砂災害警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。